



施策の展開

基本目標1 「子どもまんなか」のまちづくりの推進

施策の方向性：（１）子どもの人権を大切にする取組の推進

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況をふまえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

① 子どものための相談・支援体制の充実

子どもへの体罰など、子どもの人権を侵害する様々な要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

具体的施策	内容
身近で多様な相談窓口の充実	子どもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる窓口として「こども家庭相談」等を充実させるとともに、ひきこもり支援の相談窓口を設置し、多様な相談に対応できる体制づくりと、より相談しやすい手法を検討し、周知啓発を図る。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応できる体制を整える。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努める。
被害に遭った子どもの心のケアの推進	天災、犯罪、虐待等の被害にあった子どもに対し、京都府と連携して適切なケアに努める。

② 子どもの人権に関する普及と啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とインクルージョン、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。

具体的施策	内容
市民啓発の推進	市民が参加する生涯学習の機会や、市政だよりや市のホームページ等の広報を通じて子どもの人権や人権三法の趣旨に対する正しい理解を深めるための啓発を行う。 また、今後さらに保護者の働き方が多様化していくことも考えられるため、市民のみならず、企業や関係団体への周知・啓発にも努める。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わる様々な関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努める。
インクルーシブコミュニティの理念の普及・啓発の推進	障害の有無などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）を目指し、理念の普及・啓発に努める。

施策の方向性：（２）子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進

子どもや、ベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者は、エレベーターやエスカレーターのない施設、使用しづらいトイレ、道路上における段差や安全上の課題などの交通・生活環境に不安や負担を感じており、日常生活において様々な面で利用しやすい道路や交通機関などの環境づくりが求められています。

子どもや子どもを連れた保護者、さらにはすべての人にとって安全で使いやすく、安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や交通環境の整備、まちづくりを今後も継続して進めます。

また、子どもが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図ります。

① 交通環境の改善

交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路などの拡幅や段差の解消などの「交通バリアフリー」の推進を計画的に進めます。また、妊産婦や乳幼児を連れた人への理解や配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

具体的施策	内容
道路における歩道設置と安全確保	市道の改良や国や京都府への要望によって、段階的に、段差の解消やガードレールの設置等、安全な歩道の整備を進める。
人にやさしい道路整備	子どもや高齢者及び障害者に配慮した安全で快適な道路整備を進める。
「交通バリアフリー」の推進	「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、関係機関と連携を図りながら、鉄道駅や周辺道路などをはじめとした「交通バリアフリー」を進める。
「心のバリアフリー」の推進	妊産婦や乳幼児を連れた人、ベビーカー使用者への理解・配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図る。

② 交通安全対策の推進

子どもを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所、学校などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。また、車、バイクや自転車を運転する大人たちに、運転マナーについての啓発・指導を行います。

具体的施策	内容
交通安全対策事業の推進	子ども連れでも、子どもひとりでも安心して外出することができるように、通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努める。
迷惑駐車・放置自転車対策	警察署等と協力しながら、公道上における迷惑駐車・放置自転車対策に取り組む。
交通安全教室の充実	警察署と協力しながら、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等において交通安全教室を開催する。
運転マナーについての啓発・指導	通学路での徐行や通り抜け抑制など、ドライバーに対して、通学路の安全確保のための啓発・指導を進めるとともに、安全確認や一時停止などの交通ルール遵守についても推進する。
チャイルドシートの着用推進	チャイルドシート着用推進のための啓発に努める。
自転車の安全な利用の推進	自転車に乗る際のヘルメット着用などの啓発に取り組むとともに、自転車運転免許教室の実施による自転車利用のマナーや交通ルールの普及を推進する。

③ 公共的空間における設備の充実

誰もが使いやすい公共施設を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、整備を進めるとともに、授乳室などの設置を進め、子育てバリアフリーを推進します。

具体的施策	内容
ユニバーサルデザインの施設整備の推進	公共施設の整備にあたっては積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの普及のための啓発に取り組む。
授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進する。
子ども連れの来庁者に向けた取組の充実	子ども連れで市役所を訪れて相談・申請・申告等をする市民のために、子どもを一時的に預かるサービスを実施するなどの取組を充実させる。

④ 防犯対策

子どもが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「こども110番のいえ」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取組を進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組めます。

具体的施策	内容
子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域防犯組織に対して、必要な支援や専門的指導を進める。
公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、育成学級、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域と取り組むとともに、引き続き公共施設の安全対策に努める。
職員や教員への防犯訓練及び研修	子どもを犯罪から守るため、子どもが利用する施設の職員や教員への防犯訓練及び研修に取り組む。
「こども110番のいえ」の充実	「こども110番のいえ」を増やすことを警察署に要望する。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等も要請する。
子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行う。



市民とつくる安心できるまちづくり

『ながら』防犯パトロール



『ながら』防犯パトロールとは、「できる人が、できる時に、できることから」を基本に、日常生活や日常業務を、普段どおりに送り「ながら」、防犯の視点を持って地域や子どもを見守る活動です。

市民、事業者、行政が一体となって地域の防犯力の向上を目指し、安全・安心なまちづくりの実現に取り組んでいます。

施策の方向性：（３）子どもの夢を応援する取組の推進

未来を担う人材を育成するために、子どもが多様な経験を通じて成長し、自信を持って挑戦できる環境を整えます。

子どもが夢を持ち、その実現に向けて努力・発表できる環境づくりを行うことで、自己肯定感や社会性が育めるよう取り組みます。

① 活躍・挑戦の場の創出

子どもが自らの意見やアイデアを発表する機会やスポーツ、音楽を通して活躍・挑戦し、子どもが輝ける場を創出します。

具体的施策	内容
スポーツ・文化活動等の実施・支援	各種スポーツ大会や文化活動等により、子どもの成長の成果を発表したり、挑戦、活躍できる機会の創出及び活動支援等を行う。

② 夢ある子どもを育む取組の実施

子どもの興味や関心のあるテーマについての学習や体験を通し、自分の適性の発見や多様な将来の選択肢の創出のきっかけづくりを行います。

具体的施策	内容
子どもの興味関心を通じた成長の機会の創出	子どもの「知りたい」「学びたい」をきっかけにして学びをサポートし、夢や希望ある子どもを育む取組を実施する。



子どもの夢を地域で応援！

子育てにやさしいまち実現プロジェクト

宇治市では、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、ひとりひとりの夢や希望を叶えられるよう、社会全体で子育てを見守り、支え合える「子育てにやさしいまち」の実現に取り組んでいます。

このプロジェクトでは、ひとの交流、まちの活性化、環境整備等による、「住んでよかった」、まちの魅力を「伝えたい」、宇治に「住みたい」を実現する、子育てにやさしいまちづくりをキーワードに、様々なアプローチによる施策に取り組んでいます。

基本目標2 安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実

施策の方向性：（１）子育ての相談や適切な情報提供手段の充実

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。また、妊婦健診や乳幼児健診、保活などの母子保健分野、保育分野のデジタル化を推進していきます。

① 子育て支援サービスや市民活動のデジタル技術も活用した広報等の充実

子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図るため、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府内において利用できる様々な子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNS等によって総合的に提供する。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するように努める。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ保護者が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えとともに、保護者と子どもの情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努める。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努める。
母子保健や保活のDX化の推進	乳幼児健診や予防接種等の母子保健、保活等の保育分野のデジタル化に努める。



② 身近な相談窓口の充実

子どものしつけや発育・教育など子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も相談窓口や相談機能の充実を図る。また、子育ての悩みや家庭内の問題等に対応する「こども家庭相談」の充実に努める。
幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努める。
多様な方法による相談事業の実施	メールを活用するとともに、多様な方法により、子育て相談を充実させる。 また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発する。
利用者支援事業の実施【国指定事業】	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施する。

【国指定事業】・・・国が基本指針で示した事業であり、市町村の計画に記載が義務付けられているものです。

施策の方向性：（２）【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識の低下やライフスタイルの変化、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。加えて、環境の変化などによるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足などによる子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

さらに、不妊によるこころの悩み、妊娠期の不安、保護者の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもとふれあう機会が少なくなってきたことなどが原因で、こころに様々な問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

① 妊産婦等への支援

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、親子（母子）健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、妊娠や子育てについて、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。

具体的施策	内容
親子（母子）健康手帳、父子手帳の交付・活用	妊婦との最初のお会いである親子（母子）健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法の啓発とともに、安心して出産や子育てを迎えられるよう、保健師による妊婦全員の面談、支援プランの作成を継続して実施する。
パパママ教室の充実	妊娠期の不安を解消し、妊婦及び父親同士の交流機会ともなるパパママ教室への参加促進と講座内容の充実を目指す。また、妊婦と配偶者の双方を対象とした妊娠期の保健指導を充実させる。
交流機会の充実	妊産婦及び父親同士の交流ができ、気軽に相談や情報交換ができる機会を充実させる。
父親をはじめとした市民への啓発事業の推進	妊婦の配偶者等に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発を進めるとともに、市民へのマタニティマークの普及・啓発に努める。
個別訪問等による支援 【国指定事業】	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導等を充実させ、きめ細かい指導・助言を目指す。また、家事などの支援についても充実を図る。
ハイリスク妊婦等への支援の充実 【国指定事業】	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実を努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行う。
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携を強化する。
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、パパママ教室や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進する。
妊婦及び家庭や地域への喫煙対策	妊産婦と家族に関するタバコの害と禁煙に向けた啓発を行う。また、地域においても、タバコの害と禁煙についての啓発を図り、妊産婦等を地域で守っていく環境づくりを進める。
不妊治療等への支援	不妊治療及び不育治療について、医療費助成等によって支援する。
妊産婦健診の実施	健やかな母体と胎児の保健管理の向上及び産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図るため、妊娠・出産・子育てに支障を及ぼす疾病等の早期発見・早期治療を推進する。
妊婦歯科健診・妊婦歯科治療の実施	妊娠中の口腔の健康状態を確保し、母体と生まれてくる子どもの健康状態を保持し、出産に伴うリスクの軽減を図る。
産後の母親等への支援	産後ケアにより、産後に支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを行う。

② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進

子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、母子保健事業や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診・幼児歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図る。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、フォロー教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進める。
予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努める。また、骨髄移植等の医療行為により抗体を失った人への予防接種の再接種費の助成を行う。
発育・発達を支援する教室の充実	乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、保護者と子どものふれあいを豊かに育むため、保護者に対し子育て支援や健康づくりに向けて各種教室の内容充実に努める。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、母子保健事業や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進する。
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図る。
個別訪問の充実 【国指定事業】	新生児、乳児期における訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等、保護者のニーズに応じた個別訪問を充実させる。



③ 就学前教育・保育の充実

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士等の連携強化や資質向上を図りつつ、自主性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実させ、子育て環境の整備に努めます。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園において、保育士等の人材確保を図りつつ、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にすることを育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組む。
教員・保育士等の連携 や情報交換 【国指定事業】	合同での研修会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努める。
教員・保育士等の資質 向上【国指定事業】	教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努める。
適切な指導助言、評価 等の実施	公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導助言を行う。
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努める。
乳幼児教育・保育の推進	乳幼児教育・保育支援センターを設置し、「研究・研修」、「保幼小連携」、「発達・子育て支援」の3つの柱の取組により、乳幼児教育・保育の質の向上を図る。

※外国につながる幼児・・・国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのこと。

④ 教育・保育の施設整備

子どもが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり、充実した子育て環境づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進める。
安全管理のための取組	子どもが安心して過ごすことができるよう、通園・通学の際の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努める。

⑤ 医療機関等との連携の強化

医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。また、産科・小児科について、現在の医療体制の維持を図るとともに、不足が生じる地域においては、体制の確保に努めます。

具体的施策	内容
定期的な会議、情報交換などによる連携	医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設ける。
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや保護者への保健指導や不妊相談・助成等について保健所との連携を一層強化する。
救急医療体制の充実	医療機関、消防署との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図る。
夜間診療の充実	医療機関との協議・調整等に努め、夜間診療の充実を働きかける。
休日診療の運営	休日急病診療所を引き続き運営する。
産科・小児科の充実	誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、産科・小児科の現在の医療体制の維持と、さらなる確保に努める。

⑥ こども家庭センターの充実

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を提供する体制の充実を図り、各機関との連携を一層強化していきます。

具体的施策	内容
子育て支援職員の養成や配置	職員に子育て支援に関する広範な研修を実施し、子育て支援に関する施策について基本的な知識の習得や、市民サービスの向上等を図る。また、保育所等就学前児童の預け先等に関する保護者のニーズに応じた適切な保育サービスへの結び付けを行う。
関係機関との連携	子育て支援に関わる関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図る。



宇治における切れ目のない支援

宇治市こども家庭センター



令和6年4月「宇治市こども家庭センター」を設置しました！

「宇治市こども家庭センター」とは・・・
従来の「子育て世代包括支援センター」と「子育て家庭総合支援拠点」を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ包括的な相談支援を行います。



妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及・啓発 不妊治療助成	妊婦面談 産前・産後を通しての事業（パパママ教室・おはなし会や育児相談会） 妊婦健診 妊婦歯科健診 妊婦訪問	乳児家庭全戸訪問 新生児訪問	乳幼児健診 予防接種 乳幼児への家庭訪問	子育て支援策 ●保育所、認定こども園など ●病児保育 ●一時預かり ●ファミリー・サポート・センター ●その他子育て支援関連事業

施策の方向性：(3)【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けことができるよう、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていきます。

また、思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあり、思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることのないよう支援します。



① 学校教育の充実

子どもが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、家庭・学校・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、教育環境をはじめ、いじめ防止対策や不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなど、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子育て環境の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、学校情報を家庭や地域に積極的に発信する。 また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進める。
小中一貫教育の推進	子ども（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性を育む小中一貫教育を推進する。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進める。 デジタル社会の担い手として必要な資質・能力を育むため ICT 環境の充実に努めるとともに、保護者・地域とも連携し、情報モラル教育に引き続き取り組む。
いじめ防止対策の充実	「宇治市いじめ防止基本方針」に基づき、市内の関係機関・団体との連携の強化や、市民への広報啓発活動の推進、いじめの予防や早期発見を図るための児童生徒への「心の教育」や教職員研修、家庭・地域と連携して子どもを守る取組や SNS 等の正しい利用の啓発など、いじめ防止対策の充実を図る。
不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなどを通して社会的自立に向けた支援に努める。 また、学校においては児童生徒が悩みなどを気軽に話すことができる環境づくりや教室に入ることが難しい児童生徒に対して、別室を開室するなど学びの場を確保することに取り組んでおり、今後さらなる充実に努める。
SSW(スクールソーシャルワーカー)等による支援	SSW等と連携し、学校が地域に開かれたプラットフォームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実させる。
自己評価等を通じた運営改善	地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施する。
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進【再掲】	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努める。

② 教育・保育の施設整備

子どもが安心して生活できる子育て環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【再掲】【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進める。
安全管理のための取組 【再掲】	子どもが安心して過ごすことができるよう、通園・通学の際の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努める。
施設の開放と有効活用 及び放課後等の居場所 づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放する。また、地域の様々な市民等が協力し、放課後子ども教室などを含めた休日や放課後等の居場所づくりを進められるように努める。

③ 学童期・思春期における保健対策の充実

大人になる過渡期にある子どもの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の養護教諭の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

具体的施策	内容
就学前対応と小・中学校の連携	保健師等と小・中学校の養護教諭との日常的な連携体制を確立し、学校保健の充実に努める。
食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する様々な学びの場を提供する。
性教育の推進	子どもの発達段階に合わせて、身体の成長や変化、性に関する基本的な知識理解についての指導を進めるとともに、家庭・保護者への性教育についての啓発に努める。 また、性教育を通じて、自他の体や意思を大切に考える自己尊重や他者尊重についての理解を深める。
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進める。また、家庭や地域においても、タバコやアルコールの害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進める。
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害について、関係団体と協力しながら啓発を行う。また、家庭や地域においても、覚醒剤や薬物乱用の害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進める。

施策の方向性：（４）子育てや教育の経済的負担への支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

① 子育て家庭の負担軽減の促進

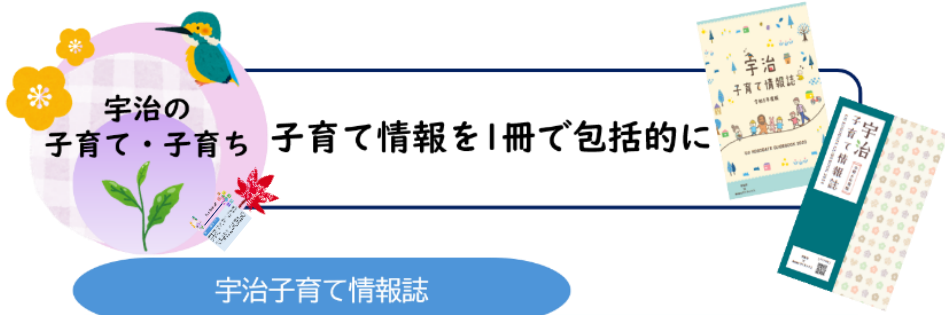
子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策の充実に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。

具体的施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給について、対象者の健康保持と経済的軽減を図り、安心して医療が受けられる制度運営に努めるとともに、制度拡充に向けて検討する。また、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望する。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者について利用料の軽減を検討する。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行う。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取組を進める。
教育費負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助などによる教育費負担の軽減に向けた取組を進める。

② 住宅等の居住環境の整備

子育て世帯にとって子育てしやすい居住環境を確保できるよう支援を行います。

具体的施策	内容
子育て世帯の居住環境確保の支援	子育て世帯が住みやすい居住環境を確保・維持するための支援を実施する。
市営住宅の優先入居枠の設定	市営住宅における子育て世帯を対象とした優先入居枠を設定し、居住環境の確保を図る。



宇治の子育て・子育て 子育て情報を1冊で包括的に

宇治子育て情報誌

妊娠してから子どもが6歳になるまでの子育てを長期的かつ包括的に支援するため、情報等を掲載しています。

情報誌は、NPO法人等にご協力をいただき、子育てに関する多くの情報を掲載し、市民の方に情報を届けています。

施策の方向性：（５）仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

本市の女性の各年齢における就業率はそれぞれ上がってきているものの、出産・子育てを終えた後の就業率が、出産・子育て前に比べて低くなっており、職場復帰していない、もしくはできていない状況がみられます。

こうしたなか、子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、近年の積極的な取組により、広がってきておりますが、今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

啓発以外にも働き方の見直しに向けた様々な取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。



① 多様な保育サービスの提供

仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスのニーズに伴い、低年齢児保育、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

具体的施策	内容
低年齢児保育の充実【国指定事業】	共働き家庭の増加等に伴う保育所等への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取組を進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努める。
延長保育事業の充実【国指定事業】	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実させる。
休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施について検討する。
障害児保育事業の充実	障害のある児童等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、保育所入所の弾力的な対応について検討する。
一時預かり事業の充実【国指定事業】	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努める。
病児・病後児保育事業の推進【国指定事業】	家庭での保育が困難な病中や病気回復期の乳幼児や小学生を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を継続して実施するとともに、保育所等に通う子どもの急な発熱等に対応するため、保育所等における病児保育（体調不良児対応型）の取組を進める。
子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実【国指定事業】	宿泊を伴う預かり等のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施する。
ファミリー・サポート・センター事業の充実【国指定事業】	子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）と子育て等の手助けをしてほしい人（依頼会員）で構成されるファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員の希望に沿った利用ができるような体制づくりを図るとともに、宿泊を伴う預かりや産前産後期の家事援助活動等の充実に努める。
幼稚園等預かり保育事業の実施【国指定事業】	幼稚園にて実施している幼稚園預かり保育事業の充実に努める。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進【国指定事業】	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業の取組を進める。

② 柔軟な保育施設の運営

待機児童の解消に向け、認定こども園の設置、施設整備や利用定員の見直し、保育要件の弾力化の検討、多様な形態による施設運営の検討などの対応を図ります。また、保育施設評価などを通じて、保育水準の向上を図ります。

具体的施策	内容
保育要件の弾力化の検討	保育所等の入所要件については、子ども・子育て支援法施行規則に示す保育を必要とする事由を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討する。
効率的な保育施設運営の推進	民間活力の活用について研究・検討し、効率的な施設運営を進める。
多様な形態による保育施設の運営の検討	認定こども園等の多様な形態による保育施設の運営について検討する。
施設の整備	施設の老朽化対策等必要な施設整備を計画的に進める。
保育施設評価の実施	保育水準の向上を目指す自己評価と第三者評価への取組を進める。

③ 総合的な放課後児童対策

育成学級に対するニーズは増加傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、条例及び放課後児童クラブ運営指針などを基本にしつつ、実施クラス数の増加をはじめ、施設の整備や社会福祉法人などの参画を図ります。さらに、複雑化・多様化する様々なニーズに対応できるよう、指導員の資質向上など育成学級の内容充実を図ります。また、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

具体的施策	内容
育成学級の充実 【国指定事業】	入級児童数に応じて、余裕教室の活用や専用施設の整備等に努めます。また、内容の充実・向上を図るため、第三者評価などの客観的な評価手法についての検討を行う。
指導員の資質向上 【国指定事業】	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質の維持向上を図る。
学校現場と育成学級との連携【国指定事業】	保護者や児童が安心して育成学級を利用できるよう、学校現場と育成学級がともに意見や情報を交換するなどの連携を図る。
就学前教育・保育施設等との連携 【国指定事業】	就学前教育・保育において配慮を必要としていた児童への対応など、育成学級入級後も個々の児童に応じた指導が継続してできるよう、就学前教育・保育施設等との連携を図る。
多様な形態によるサービス提供の検討	社会福祉法人・NPO法人等の参画により、多様な形態による事業のあり方を検討する。
放課後の安全・安心な居場所づくりの推進	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校と育成学級や放課後子ども教室とが連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、児童の安全・安心な居場所づくりを推進する。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現への取組の推進

子どもを出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。また、関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員 101 人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進や特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

具体的施策	内容
雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを産み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実現など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行う。
働き方の見直しに向けた取組	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策を検討する上での企業等の取組や多様な働き方のモデルの情報収集や、市民の実態等の把握に努める。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行う。
育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行う。
一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくり促進のため、従業員 101 人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努める。
特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。 また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。

⑤ 子育て家庭への就労支援の促進

子育て中や子育てが終わってから働きたいと考える人にとって、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進する。
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。

⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、男女共同参画の啓発などに努めます。

具体的施策	内容
男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、ともに子育てを担い、喜びを分かち合うことができるよう、様々な機会において啓発に努める。
家庭における相互協力と役割の啓発	幼い頃から子どもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族の一員として、家庭内での役割を果たしていけるよう、啓発に努める。

基本目標3 配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進

施策の方向性：（１）児童虐待、ヤングケアラー等への対応の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果、保護者と子どもの信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーについては、通常、子どもが享受するべき遊びや学びの時間が少なくなり、子ども自身の成長に影響が及ぶ場合もあります。

子どもが安心して生活し、健やかに成長していけるよう、地域や関係機関等が連携して児童虐待等の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応できるよう取り組みます。

① 児童虐待防止等のための体制の強化

子どもを虐待等から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
児童虐待防止等のための相談等	児童虐待防止やヤングケアラーへの支援等のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実させる。
児童虐待防止等のためのネットワークの強化	児童虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実させる。
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化する。
妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる場として、パパママ教室などを活用し、相談できる体制を強化する。
里親制度の普及	保護を要する子どもについて、里親制度への市民の理解を深めるため、京都府や児童相談所と連携し、同制度の周知を図る。
子育て世帯訪問等による支援の充実【国指定事業】	様々な理由により児童の養育について支援が必要となっている家庭等を訪問し、家事・育児支援や生活環境を整えることを通して課題解消につなげる取組を実施する。

② 児童虐待防止のための啓発の強化

児童虐待の未然防止、早期発見のために市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

具体的施策	内容
早期発見のための市民や地域団体への啓発	児童虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所全国共通ダイヤル「189」による情報提供等と呼びかける啓発を行う。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図る。

施策の方向性：（２）障害等、社会的擁護が必要な子どもや家庭への支援

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者差別解消法の趣旨をふまえるとともに、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画・障害児福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

① 障害のある児童等への支援の促進

早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面における様々な支援に取り組みます。

具体的施策	内容
障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供する。
早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、早期療育ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図る。
療育事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育事業を充実するとともに、療育施設の充実等に向けて京都府に要望を行う。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行う。
障害児医療の継続	障害者歯科治療事業や重度心身障害児の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに、安心して医療が受けられる制度運営に努める。

具体的施策	内容
補装具費給付事業の充実	障害のある児童等を対象とした補装具・日常生活用具の給付の充実に努める。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの発達や障害の状況等に応じて教育的ニーズを把握し、特別な教育的支援の必要な子どもへの指導・支援を推進する。
施設、設備面での対応	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、障害等の状態や特性に応じた施設や設備の検討・対応に努める。
成長に応じた総合的な支援	障害のある児童等に対して、関係各課及び関係機関による連携を図りながら、成長に応じた支援を継続して総合的に提供できるよう努める。
相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実に努め、さらには民生児童委員、宇治市知的障害者相談員等の関係機関等との連携に努める。

② 障害のある児童等の保育・教育・放課後対策等の推進

障害のある児童等の保育・教育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

具体的施策	内容
障害のある児童等の保育内容の充実	障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等に取り組み、保育内容の充実に努め、障害のある児童等の受け入れ体制の充実に努める。
交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努める。
障害のある児童等の放課後対策の充実	育成学級での障害のある児童等の受け入れ体制の充実に努めるとともに、特別支援学校を含めた、放課後や休日に活動し、楽しめる場所の確保を検討する。
医療的ケア児の支援	医療機関等の関係機関との連携により、教育・保育施設における医療的ケア児の受入体制を確保する。



宇治の
子育て・子育て

インクルーシブ（包括的）な社会形成のために

インクルーシブ遊具

インクルーシブ遊具とは、障害のあるなしに関わらず遊べるよう設計された遊具で、宇治市の西宇治公園に設置しています。宇治市では、誰もが遊べて、友達をつくることのできる場づくりの推進を目指しています。

インクルーシブ教育の推進

令和5年度よりモデル校を指定し、障害のある子ども一人ひとりに適切な支援や学びの場を保障するインクルーシブ教育システムの構築を目指し、①校内の支援体制の強化、新たな仕組みづくりの模索 ②特別支援学級担任だけでなく、全ての教職員が特別支援教育及びインクルーシブ教育に関する理解を深め、特別支援学級での学びや通常学級における支援を充実させることを目的に取組を進めています。



基本目標4 人と人とがつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

施策の方向性：（１）地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力の低下がみられ、その再生が求められています。そのためには、子どもや保護者にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや保護者と接し、防犯や見守り、保護者の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

① 子ども・子育てにおける地域への啓発

地域において子育てを応援することができるよう、身近な地域での声かけを働きかけるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう地域の各種団体や各家庭に働きかける。 また、地域活動や行事への参加等による地域交流を促進する。
子育て家庭支援についての講習	関係機関同士の連携を深めるための講習会やセミナー等を開催し、地域ぐるみで子どもを育てる意識の向上や、地域で子どもを育てる力の向上を図る。

② 民生児童委員活動の充実

地域における福祉の担い手やリーダーとなる民生児童委員に対する研修等を行い、活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や「子育てサロン」開催等の子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報提供の支援を行うとともに、民生児童委員の子育て支援活動の周知に努める。

③ 各種団体活動への支援

地域ぐるみで子育て支援を進めていくため、地域活動の担い手である町内会・自治会や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを通じて支援に努めます。

具体的施策	内容
各種団体への研修などの支援	地域における町内会・自治会や子ども会、育友会・PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努める。

④ 身近な施設の有効活用

身近な地域の交流の場となるよう、公共施設や民間施設などを有効活用し、子どもの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。

具体的施策	内容
地域資源の活用による遊び場などの確保	子どもが身近な地域で安全に遊んだり、地域交流ができるように、地域にある空き家や生涯学習関連施設、空き店舗等の有効活用を進める。
民間施設の有効活用	子どもが遊ぶことのできる場として、空き店舗などの施設を活用するための支援を各事業所や商工団体に行う。

⑤ ファミリー・サポート・センターの充実

ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。

具体的施策	内容
会員拡充促進【国指定事業】	活動内容や利用方法などの周知を図るとともに、子育てを援助する援助会員の資質の向上や会員数を増やす取組を充実させる。
会員活動への支援【国指定事業】	救急救命講習など、会員のための研修機会の充実を図る。また、地域で子育て家庭を見守ることにつながるよう、子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）の意識向上に努める。
活動内容の多様化の促進【国指定事業】	ニーズについて十分な把握に努め、活動内容の改善や拡充とともに、アドバイスなどの活動支援に努める。

⑥ 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進

子育てサークルやNPO法人等による市民団体主体の子育て支援事業を支援するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における多様な子育て支援事業の推進に努めます。

具体的施策	内容
子育てサークルやNPO法人等による子育て支援事業の支援	子育てサークルやNPO法人等の市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努める。
地域での子育て支援活動の充実	地域や企業、大学等の民間組織と連携しながら地域特性を活かした新しい子育て支援の充実に努める。

⑦ 地域ぐるみの次世代育成

地域ぐるみで子どもを育てることができるよう、地域福祉の考え方や本計画の趣旨を啓発し、理念と取組を広く市民に周知します。また、ボランティアなど、地域で子どもを育てる人材の育成や活動支援にも努めます。

具体的施策	内容
地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取組などを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進める。
ボランティアの育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組む。
地域で子どもを育てる活動の促進	隣近所の人々が協力し合い、地域ぐるみで子どもを育てる声かけや見守り等の活動を促進する。

⑧ 地域活動における交流の促進

子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、子ども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるよう、活動を支援します。

具体的施策	内容
子どもの地域活動への支援	子ども同士が身近な地域で交流し、自ら考え行動することができるような地域の活動や行事を支援する。
子ども同士の交流活動の支援	年齢や生活環境の異なる子どもが交流できるよう支援する。
子どもと大人の世代間交流活動の促進	地域の各種事業へ地域が一体となって積極的に参加し、交流を深めることができるよう、高齢者との交流機会の充実等、世代を超えた交流活動を促進する。

⑨ 生涯学習活動における交流の促進

世代間交流が活発に行われるよう、生涯学習関連施設における交流事業を推進します。

具体的施策	内容
生涯学習関連施設における交流事業の推進	生涯学習関連施設における世代を超えた交流活動を推進する。



⑩ 子育てサークルの育成・支援

子育て中の保護者同士が交流し、相談や情報提供を行うとともに、子育てへの不安を軽減・解消できるよう、子育てサークルの育成・支援を行います。

具体的施策	内容
子育てサークルの育成・支援	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、集会所等地域の資源を活用した活動拠点の確保や周知など、サークル活動の育成・支援を行う。

⑪ 保護者と子どもの交流の場づくりの促進

保護者と子どもが一緒に交流できるよう、地域子育て支援拠点での保護者と子どもの集いや仲間づくりの機会の充実、園庭の開放など、気軽に集うことができる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点を中心とした保護者と子どもの集いなどの充実 【国指定事業】	地域子育て支援拠点を中心として、保護者と子どもの広場や育児教室等を充実するとともに、地域が自主的に運営する子育てサークル等を支援し、子育て家庭の保護者と子どもが気軽に集い、相互に交流を図れる居場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努める。また、外国出身の人々も含め、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努める。
園庭開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業	安心して子どもを遊ばせることのできる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭等の施設を開放し、家庭で子育てを行っている保護者や子どもも気軽に遊びに来て交流できるように努める。

⑫ 市民活動のネットワーク化の促進

子育てに関する様々な市民活動がさらに活発化するように、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

具体的施策	内容
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関する様々な市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取組を進める。
身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努める。



宇治の
子育て・子育て

市民で育む子育て・子育て

子育てサークル

宇治市内で活動するサークルで、市民が中心となり子育て親子との交流を促進する活動をしています。

地域子育て支援拠点とは異なり、就学前の親子がサークルの企画運営を自ら行い、気軽に集える場となっています。

活動内容は、季節の工作をしたり、多文化を楽しんだり、親子と子育て中の大人で楽しく活動されています。

⑬ 地域子育て支援拠点の充実

保護者と子どもの交流の場であり、まちの子育てにおける中核拠点となる地域子育て支援拠点の充実を図り、保護者同士の交流や育児不安の軽減などにつなげます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点の整備【国指定事業】	保護者と子どもの居場所づくりや情報発信など、地域の子育て支援の中心となる地域子育て支援拠点は、10か所の整備が完了しており、今後も拠点のあり方について検討する。
地域子育て支援拠点の機能の充実【国指定事業】	地域子育て支援基幹センターを中心として、各地域子育て支援拠点が連携して子育て情報の発信、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援、子育て支援事業などの充実を検討する。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応する。
地域子育て支援拠点と関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、地域子育て支援拠点を中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化する。
子育て支援者への支援	子育てに関する様々な活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行う。

施策の方向性：（２）まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進

子どもにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもが自らの可能性を広げるうえでは、子どものときから様々なことを経験することが望めます。

本市には、植物公園や黄檗公園、西宇治公園等の公園施設や、アクトパル宇治、太陽が丘など、拠点となるレクリエーション施設のほか、地域と協力して管理している公園施設が徒歩圏にあります。また、お茶と宇治のまち歴史公園や文化センター等、歴史や文化活動の拠点となる施設など、様々な公共施設があります。

日常的に子どもがのびのびと、安全に遊べる場を整備するとともに、多目的に遊べる新たな公園整備なども検討し、各種施設を活用した取組やイベントを実施し、子どもがそれらを通して遊び、学び、交流できる取組の推進を図ります。



① 公園・緑地等の環境整備

子どもをはじめ、保護者にとっても憩いの場となるよう、公園、遊園の充実をはじめ、緑などの自然に接することができる、うるおいのある環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
公園、遊園の充実	子どもが安全に遊び、保護者も安心して見守ることができるとともに、世代間交流の場として、誰もが集える公園・遊園を整備する。
自然に接する遊び場の充実	遊びながら自然に接することができるよう「自然環境を利用する」など工夫した公園や緑地の整備に努める。
緑化啓発の推進	身近で花や緑に親しめる地域づくりのため、子どもの参加も視野に入れた緑化啓発活動を推進する。

② 保護者と子どもで遊べる場の確保

子どもとその保護者が安心して、気軽に楽しく遊んだりすることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園をはじめ、公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。

具体的施策	内容
身近な遊べる場所の確保	保護者と子どもが身近な地域において、気軽に楽しく遊べる場を確保する。
雨の日にも遊べる場所の確保	雨の日でも保護者と子どもが気軽に楽しく遊べる場を確保する。
幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用	保護者と子どもが楽しく遊べる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用に努める。
民間施設の有効活用	保護者と子どもが気軽に楽しく遊べる場として、空き家や空き店舗等の民間施設の有効活用に努める。

③ 自由に遊べる場の確保

子どもが安心して、自由にのびのびと遊んだり、ふれあうことができるよう、遊び場の整備をはじめ、児童施設の整備や施設の安全管理などに努めます。

具体的施策	内容
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもの創造力を活かし、子どもならではの遊び方が自由に行える場所の整備を促進する。
児童施設の整備	公園以外の場において、子どもの遊び場の確保と整備に努める。
公共施設へのプレイコーナー等設置	公共施設において、子ども連れで訪れた際に利用できるプレイコーナー等の整備を推進する。
施設の安全管理	子どもが遊びに利用する施設・設備の安全を確保する。



④ 体験と交流の学習機会の促進

本市における重要文化的景観である宇治川周辺などの自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実させる。
環境学習の推進	子ども環境学習会、各種イベントなどの体験学習会、ゴミに関する環境学習などの取組を通じて、地球温暖化やゴミ問題等の環境問題に対する意識を高め、理解を促す環境学習の機会を充実させる。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実させる。
職場体験学習の推進	子どもが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実させる。
指導者の発掘と育成	子どもの体験学習や交流活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努める。
市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保	市内の空き家や生涯学習関連施設、空き店舗等の資源を活用し、地域のボランティア等による、子どもが安心して遊んだり、学習することのできる場の確保に努める。

⑤ スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進

子どもが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの交流機会を充実させる。
文化・芸術にふれる機会の充実	子どもが、『源氏物語』最後の十帖「宇治十帖」の舞台である本市の歴史文化をはじめ、様々な地域の文化・芸術に親しみ、理解を深める機会を充実させる。
伝統行事への参加	本市の伝統行事への子どもの参加を促進することによって、本市の伝統文化への理解を深める機会を充実させる。
指導者の発掘と育成	子どものスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努める。
大会やイベントの開催	子どもや大人が協力しながら運営できる、市民が主体となったスポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催支援に努める。



⑥ 生涯学習や図書館事業等の充実

子どもが学校での学習だけでなく、生涯を通じて学ぶことを身につけられるよう、青少年センターや図書館、生涯学習センターなどの地域の社会資源を活用した事業を充実させ、学びの場の拡充を図ります。

具体的施策	内容
青少年センター事業の充実	子どもの身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、青少年センター事業の充実に努める。
図書館事業の充実	子どもの自主的な学習活動や読書活動を支援し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、ニーズに応じた総合的な図書館サービスの充実に努める。
生涯学習センター等の事業の充実	生涯学習活動の拠点としての機能や各種事業の充実に努める。子どもや大人の身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、生涯学習事業の充実に努める。

⑦ 子どものまちづくりへの参加の促進

これからのまちの将来を担う子どもの創造力や意見を本市のまちづくりに活かすことができるよう、また本市のまちやまちづくりに関心をもってもらえるよう、ポスターや標語の募集など、子どもがまちづくりに参加できる機会を今後も拡充します。

具体的施策	内容
子どもが参加・企画する取組への支援	子どもが自分の住む宇治のまちのまちづくりを意識するきっかけになるよう、中高生が主体的に行うイベントづくりの支援や、ボランティア体験の機会を提供する。
ポスターや標語等の募集	子どもの意見やアイデアを活かしたポスターや標語等を募集することにより、子どものまちづくりに対する意識の向上を図る。

⑧ 学びや遊びの情報提供の充実

子どもが関心のある体験活動や各行事などに参加し、興味・関心をもつことができるよう、学びや遊びなどに関する活動について、情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動の情報収集を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供する。
生涯学習関連施設における事業の情報提供	子どもが積極的に参加しやすい学習活動の研究・検討を行うとともに、生涯学習関連施設が行う、行事や活動状況についての広報を充実させる。
地域での活動や団体活動の広報への支援	公共施設内のスペースの活用等によって、各地域の行事や団体サークルが行う広報活動を支援する。

施策の方向性：（３）地域・関係機関とのネットワークの充実強化

子どもや子育て世代が抱える悩みや課題は多様であり、解決のためには関係機関との連携が不可欠です。関係機関との情報共有や協働により、適切かつ迅速に対応できるよう、ネットワークの充実強化を図ります。

① 地域・関係機関との支援体制づくりの推進

地域・関係機関と子どもの貧困問題を共有するとともに、地域全体で気になる子どもや家庭を見守るネットワークづくりを進め、多様な支援を提供できる体制づくりを進めます。

具体的施策	内容
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わる様々な関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努める。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努める。
各種団体への研修などの支援【再掲】	地域における町内会・自治会活動や子ども会、育友会・PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努める。
市民活動のネットワーク化と組織の設立【再掲】	子育てに関する様々な市民活動のネットワーク化を図り、各活動の情報交換等、活動の充実に向けた取組を進める。
子育て支援総合コーディネーターの配置【再掲】	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援を行う。
定期的な会議、情報交換などによる連携	地域の医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けるとともに、宇治市ひきこもり支援ネットワークを通じて関係機関、家族会等の情報共有や必要な支援につなげる。
SSW(スクールソーシャルワーカー)等による支援【再掲】	SSW等と連携し、学校が地域に開かれたプラットフォームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実させる。

② 国・府等における各種施策との連携

国・府等が定める各種施策と整合・連携を図ることにより、子育て支援策の充実を図ります。

具体的施策	内容
国・府等の各種施策との総合的・一体的な推進	国・府等の各種施策・制度との連携を強化し、子育て支援を推進する。
国・府等の各種計画との整合・連携	本計画で定めた計画が実現できるよう、国・府等が定める各種計画を把握し、整合・連携を図る。

③ 調査研究・情報収集の実施

子どもや保護者の生活状況についての調査研究や、各種情報を収集し、現状等を適切に把握することで今後の計画・施策に反映するとともに、各種事業の充実に努めます。

具体的施策	内容
ニーズ調査の実施	ニーズ調査を実施し、その結果を計画策定に反映させるとともに、適宜計画の見直しを図る。
情報収集の実施	各種情報を収集することで、適切に事業を実施する。

基本目標5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

施策の方向性：（１）「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組

青少年や子どもが健全に育つための教育環境の整備と教育内容の充実、有害環境対策などを行うとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めることにより、青少年の健全育成に取り組みます。

① 青少年の健全育成の推進

現在、スマートフォンやSNSなどの普及により、有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、有害となる情報から青少年や子どもを守るための対応を図ります。また、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会をつくり、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発する。
社会における教育	青少年の人間性や社会性を育むため、世代を超えた交流や、地域の行事など、様々な機会において、教育を行う。
民間団体や地域等との連携	健全な青少年を育成するため、民間団体や地域等と連携して見守り活動等に取り組む。

② 有害環境対策

子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

具体的施策	内容
有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書を子どもが立ち読みできない対策を講じるよう協力を要請する。
有害広告等の防止	有害なビラの配布防止や看板の設置防止につながるよう、地域での見守りを支援する。
インターネット、SNS等の閲覧防止対策の啓発	インターネット、SNS等を通じて子どもを狙う犯罪や有害環境対策として、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行うとともに、フィルター機能などの防止策の啓発に努める。

③ 子育て期の保護者への支援

子育て期の保護者の生活習慣の改善や健康についての意識向上、保護者同士の交流を通じた子育てに対する不安等の解消を図ることで、子どもが心身ともに健やかに成長していくことができるよう支援していきます。

具体的施策	内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図る。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図る。
生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努める。
食育の推進	子育て期の保護者に対して、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上、適塩などの食生活改善を啓発する。
メンタルケアの充実	子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに保護者同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図る。

④ 次代を担う子どもへの啓発活動の推進

今後、子どもが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心をもち、夢を抱けるよう、パンフレットや体験活動などを通じた啓発活動を推進します。

具体的施策	内容
思春期、青年期への子育て・家庭に関する啓発	子どもが、結婚や家庭生活、子育てに関する正しい意識を醸成できるよう、講座を開催するとともに、各種パンフレットを配布するなど啓発活動を行う。
思春期、青年期に子どもにふれあう機会の充実	子どもが、赤ちゃんとふれあう経験をすることにより、将来自分が家庭をもって子どもを育てる夢を描き、その心構えができるよう、保育体験や赤ちゃんとの交流事業を推進する。



⑤ 家庭の子育て・教育力の強化

子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、地域や関係団体とも連携しながら、子育て講座などの開催や保護者同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発、支援に取り組みます。

具体的施策	内容
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあるとの認識を保護者がもち、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないよう、また、乳幼児期における適切なスマートフォンの使用など、家庭教育の啓発に努める。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう、子どもを通じて家庭に働きかける。
子育て講座などの開催	子育てについての講座やセミナーなどを開催し、子育ての不安などの解消を図るとともに、家庭においてどのような子育てを目指すのかをイメージしながら、両親、祖父母などが協力して子育てができるように支援する。
保護者同士の交流活動への参加促進と環境づくり	地域子育て支援拠点や子育てサークル支援の充実により、保護者同士の交流活動を促進し、交流を通じてともに育ち合える子育て環境づくりを支援する。

⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応

子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取組を推進します。

具体的施策	内容
DVの根絶	DVの根絶に向けた取組を進める。
相談窓口の充実	DV被害に関する相談について、「女性のための相談」「男性のための相談」等により迅速・的確に対応するとともに、相談から被害者保護等に関わる関係機関の連携を進める。また、相談窓口について、広報誌やホームページ、リーフレット、公共施設・民間施設への相談カード設置等により周知を図る。
DVについての市民への啓発	DVの根絶に向けてセミナーや街頭啓発などを行う。
DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図る。

⑦ 学習支援の充実

生活保護・生活困窮世帯等に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。

具体的施策	内容
放課後学習の支援	学習環境が整わない子どものために放課後に学習支援を行うことで学力の向上に努める。
学習環境の充実	問題を抱える子どもに対して学習方法のアドバイスや学習環境を整備するなど環境の充実に努める。

施策の方向性：（２）生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策

生活保護や生活困窮世帯等に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行います。

① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の強化

生活保護・生活困窮世帯等に対して、就労相談や技能取得などの支援を行います。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援	就業や再就職、起業を希望する人に対して、就労相談の実施、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。

② 経済的負担軽減の取組の推進

各種施策の実施により、経済的に困難な状況にある家庭への支援を行います。

具体的施策	内容
子育て家庭に対する手当の充実への取組	子育て家庭に対する各種手当制度の充実に向けて検討するとともに、国や京都府へ子どもの貧困対策の観点もふまえて要望を行う。
子育て家庭の医療費負担の軽減【再掲】	子育て支援医療費支給について、対象者の健康保持と経済的軽減を図り、安心して医療が受けられる制度運営に努めるとともに、制度拡充に向けて検討する。また、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望する。
施設利用料の軽減【再掲】	子ども連れの公共施設利用者や民間施設利用者について、利用料の軽減等を検討する。
各種制度活用に向けた情報提供【再掲】	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行う。
保育料負担の軽減【再掲】	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取組を進める。
教育費負担の軽減【再掲】	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助などによる教育費負担の軽減に向けた取組を進める。

③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

生活保護・生活困窮者世帯等が抱える様々な課題を早期に発見し、解決に向けた支援を行います。

具体的施策	内容
生活課題の早期発見・対応	生活保護・生活困窮者世帯等が抱える課題を早期に発見し対応を検討する。
家計に対する支援	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者に対し、支援を行う。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応する。

施策の方向性：（３）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対して、相談体制の充実、就労・経済的支援など様々な支援を行います。

① ひとり親家庭等への相談等の充実

ひとり親家庭等からの、生活、就労、教育等、様々な問題に対して必要な情報提供や相談・支援を充実します。

具体的施策	内容
相談窓口の充実	経済的困難を抱える家庭の様々な課題について、総合的に相談できる体制を維持するとともに、より相談しやすい窓口のあり方についても検討を進める。
問題事象の早期発見・対応【再掲】	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応する。
ひとり親家庭等の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭等が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図る。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努める。
ひとり親家庭等向けの制度等の周知・啓発	国や京都府、本市におけるひとり親家庭等向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努める。

② ひとり親等への就労・経済的支援の充実

ひとり親家庭等に対して、ハローワーク等と連携し、就労支援を行うとともに、様々な経済的支援の充実を図ります。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援【再掲】	就業、再就職や起業を希望する人に対して、就労相談の実施、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援【再掲】	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携【再掲】	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。
ひとり親家庭等の医療費負担の軽減	ひとり親家庭等を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努める。
ひとり親家庭等の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭等が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施する。